

豊川市特定空家等の認定及び措置に関する取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条の規定に基づく措置を講ずる場合において、特定空家等の認定及び措置に関する手続きについて定めるものとする。

（用語）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、豊川市空家等の適切な管理に関する条例（令和〇年条例第〇号。以下「条例」という。）の例による。

（特定空家等の認定）

第3条 市長は、空家等が市が別に定める判断基準に照らして特定空家等に該当すると認めるときは、当該空家等を特定空家等に認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定を行おうとする場合においては、豊川市空家等対策協議会条例（平成30年豊川市条例第23号）に規定する空家等対策協議会（以下「協議会」という。）において意見を聴取しなければならない。ただし、条例第4条に規定する緊急安全措置を実施する必要のある空家等については、実施する前に市長が特定空家等に認定し、実施後の協議会において報告するものとする。

（立入調査）

第4条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第4項の証明書の様式は、立入調査員証（様式第2号）とする。

（助言又は指導）

第5条 法第14条第1項の規定による指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。

（勧告）

第6条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

2 市長は、勧告を行おうとする場合においては、協議会において意見を聴取するものとする。

(命令)

第7条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

2 市長は、命令を行おうとする場合においては、協議会において意見を聴取するものとする。

3 法第14条第4項の規定による通知書の交付は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）により行うものとし、同項の規定による意見書は、命令に係る事前の通知に関する意見書（様式第7号）とする。

4 法第14条第5項の規定による請求は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書（様式第8号）により行うものとする。

5 法第14条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知書に対する意見聴取通知書（様式第9号）により行うものとし、同項の規定による公告は、豊川市公式ウェブサイトへの掲載の方法により行うものとする。

6 法第14条第11項の規定による標識の設置は、標識（様式第10号）により行うものとし、同項の規定による公示は、豊川市公式ウェブサイトへの掲載の方法により行うものとする。

(代執行等)

第8条 市長は、法第14条第9項の規定に基づき行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い代執行（以下「代執行」という。）を行おうとする場合及び同条第10項の規定に基づく代執行（以下「略式代執行」という。）を行おうとする場合においては、協議会において意見を聴取しなければならない。ただし、行政代執行法第3条第3項の規定により代執行を行った場合は、代執行後の協議会において報告するものとする。

2 行政代執行法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第11号）により行うものとし、当該戒告において定められた措置命令の履行期限までに履行がなされない場合においては、協議会において意見を聴取しなければならない。

3 行政代執行法第3条第2項の規定による代執行令書は、代執行令書（様式第12号）とする。

4 行政代執行法第4条の規定による証票は、執行責任者証（様式第13号）とする。

5 法第14条第10項の規定による公告は、豊川市公告式条例（昭和25年豊川市条例第13号）に定める掲示場に掲示し、当該掲示場への掲示を行った旨について豊川市公式ウェブサイト又は広報とよかわの両方若しくはいずれか一方に掲載することにより行うものとする。

（状態の改善）

第9条 市長は、第5条の規定による助言又は指導、第6条の規定による勧告若しくは第7条の規定による命令に応じ、必要な措置を講じた旨の報告を所有者等から受けた場合又は代執行若しくは略式代執行を行った場合においては、現状の確認を行い、特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認められるときは、特定空家等の認定を解除するものとする。

2 前項の規定により特定空家等の認定を解除した場合においては、過失がなく所有者等を確認することができない場合を除き、その旨を所有者等に対し、特定空家等認定解除通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日
第 号

様

豊川市長

印

立入調査通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要なため、法第 9 条第 2 項に基づき、あなたの所有又は管理する下記の空家等と認められる場所への立入調査を行うこととしたので、法第 9 条第 3 項の規定によりその旨通知します。

記

- 1 対象となる場所
- 2 立入調査を行う者
- 3 立入調査の期日

・ 本立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第 16 条第 2 項の規定に基づき、20 万円以下の過料に処せられます。

様式第2号（第4条関係）

(表面)

		第	号
立入調査員証			
所 属			
氏 名			
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年	月	日発行（	年 月 日まで有効）
豊川市長			印

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条（略）

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日
第 号

様

豊川市長

印

指 導 書

あなたの所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められました。

ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 14 条第 1 項の規定に基づき指導を行います。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導の責任者
- 4 措置の期限

・上記 4 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 3 に示す者まで報告をしてください。

・上記 4 の期限までに正当な理由がなく上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、法第 14 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

・上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあって、同勧告を受けたときは、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることを申し添えます。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日
第 号

様

豊川市長

印

勸 告 書

あなたの所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け第 号により、あなたに対して必要な措置をとるよう指導を行ってきたところですが、現在に至っても当該措置がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限

・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。

・上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日
第 号

様

豊川市長

印

命 令 書

あなたの所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、あなたに対して法第 14 条第 3 項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

ついては下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限

・上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。

・本命令に違反した場合は、法第 16 条第 1 項の規定に基づき、50 万円以下の過料に処せられます。

・上記 5 の期限までに正当な理由がなく上記 2 に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第 14 条第 9 項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日
第 号

様

豊川市長

印

命令に係る事前の通知書

あなたの所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け第 号により、あなたに対して必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは法第 14 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、豊川市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限

・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

豊川市長

住 所

氏 名

印

電話番号

命令に係る事前の通知書に対する意見書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり意見及び自己に有利な証拠を提出します。

記

1 対象となる特定空家等 所在地
所有者等の住所及び氏名

2 意見

3 自己に有利な証拠の提出の有無 有 ・ 無

- ・ 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記入の上、添付すること。
- ・ 証拠書類等の提出がある場合は添付すること。
- ・ 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付すること。

様式第 8 号（第 7 条関係）

年 月 日

豊川市長

住 所

氏 名

印

電話番号

命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 5 項の規定に基づき、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

様式第 9 号（第 7 条関係）

年 月 日
第 号

様

豊川市長

印

命令に係る事前の通知書に対する意見聴取通知書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知に対して、 年
月 日付けで意見聴取請求がありました。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下
「法」という。）第 1 4 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づき、下記のとおり公
開による意見の聴取を行うため、あなた又は代理人の出頭を求めますので、そ
の旨を通知します。

なお、意見の聴取に際しては、法第 1 4 条第 8 項の規定に基づき、証人を出
席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

所有者等の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

3 意見聴取の期日及び場所

様式第 10 号（第 7 条関係）

標 識

下記特定空家等の所有者等は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを、
年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

年 月 日
第 号

様

豊川市長

印

戒 告 書

年 月 日付け 第 号によりあなたに対して下記に
示す措置をとるよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推
進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 1 4 条第 9 項の規定に
基づき、当該措置の代執行を行いますので、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第
4 3 号）第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあ
なたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について
損害が生じて、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 措置の内容

様式第 1 2 号（第 8 条関係）

年 月 日
第 号

様

豊川市長

印

代 執 行 令 書

年 月 日付け 第 号により、あなたに対して
年 月 日までに措置するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が
履行されませんでした。

よって、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7
号）第 1 4 第 9 項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政
代執行法（昭和 2 3 年律第 4 3 号）第 3 条第 2 項の規定によりその旨通知しま
す。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあな
たから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損
害が生じて、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 代執行の内容
- 3 代執行の時期
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額

様式第 1 3 号（第 8 条関係）

（表面）

第 号	
執行責任者証	
所 属	
職氏名	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。	
年 月 日交付	
豊川市長	印
記	
1 代執行をなすべき事項	
2 代執行をなすべき時期	

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）	
第 1 4 条 （以上略）	
9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。	
1 0 ～ 1 5	（略）
行政代執行法（抜粋）	
第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。	

様式第 1 4 号（第 9 条関係）

年 月 日
第 号

様

豊川市長

印

特定空家等認定解除通知書

あなたが所有又は管理する下記空家等は、状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」でないと認められますので、その旨を通知します。

今後も引き続き適正な管理をお願いします。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

所有者等の住所及び氏名

2 特定空家等でないと認められた理由

・当該空家等に関して、現在、法第 1 4 条第 2 項の規定に基づく勧告や、同条第 3 項の規定に基づく命令を受けている場合は、この通知により撤回されるものとします。